

平成28年度 市・県民税について

市・県民税(住民税)は、平成28年1月1日現在で市内在住の人に、平成27年中の所得を基に計算し、課税しています。平成28年度市・県民税納税通知書については、6月7日(火)に発送します。納期限内の納付について、ご協力をお願いします。

問合せ 税務課 ☎(43) 1111 内線 133・FAX(43) 1125

公的年金からの特別徴収(天引き)制度について

対象 平成28年4月1日現在65歳以上の年金受給者で、平成27年中の年金所得に係る住民税の納税義務がある人。ただし、介護保険料が年金から天引きされていない人や特別徴収される住民税額が老齢基礎年金などの額を超える人は対象となりません。

■ 平成28年10月から公的年金からの特別徴収(天引き)制度が見直しされます
仮徴収税額の算定方法が、下記のとおり変更になります。

	特別徴収					
	仮徴収			本徴収		
	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	翌年 2 月
改 正 前	前年度の本徴収税額÷3 (前年 2 月と同額)			(年税額－仮徴収税額)÷3		
改 正 後	(前年度の年税額÷2)÷3					

前年度・当該年度の年税額がいずれも66,000円の場合におけるモデルケース比較

改正前のモデルケース

①前年度年税額66,000円			②年税額66,000円〔6月に決定〕					
特別徴収(本徴収)			特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
前年度10月	前年度12月	前年度2月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	12,000円	12,000円	12,000円

2月と同額の10,000円ずつを納付

②年税額66,000円から4～8月で納めた30,000円を差し引いた残額36,000円を3回に分けて納付

改正後のモデルケース

①前年度年税額66,000円			②年税額66,000円〔6月に決定〕					
特別徴収(本徴収)			特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
前年度10月	前年度12月	前年度2月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
10,000円	10,000円	10,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円

(①前年度年税額66,000円÷2)÷3 = 11,000円を4～8月に仮徴収

②年税額66,000円から4～8月で納めた33,000円を差し引いた残額33,000円を3回に分けて納付

平成28年度の各種税証明書の発行は6月7日(火)から

平成28年度の住民税決定証明書、所得証明書、非課税証明書は、6月7日(火)から取得することができます。ただし、住民税額の全額が給与天引きの人に限り、それ以前でも取得することができます。

国民健康保険税

賦課方式の変更と税率などの改定



平成 28 年度から、国民健康保険税の賦課方式を 4 方式から 2 方式へと変更し、以下のとおり税率などを改定しました。なお、平成 28 年度国民健康保険税納税通知書については、7 月中旬に発送します。

問合せ 保険年金課 ☎(43) 1111 内線 143、144 ・ FAX(43) 1125

◆ 賦課方式の変更(4 方式 → 2 方式) ◆

県では、県内どこに住んでいても「同じ所得ならば同じ保険税」となるように、標準の賦課方式として 2 方式を目標としていることを受け、平成 28 年度から国民健康保険税の賦課方式を従来の『①所得割額、②資産割額、③被保険者均等割額、④世帯別平等割額』による 4 方式から、『①所得割額、③被保険者均等割額』による 2 方式へと変更しました。

◆ 税率などの改定 ◆

賦課方式の変更に伴い、『①所得割額、③被保険者均等割額』の税率を改定しました。また、平成 24 年度から据え置いていた課税限度額の引き上げも行いました。

区 分		医療給付費分 医療機関などへ支払う 医療費に充てるもの	後期高齢者支援金分 後期高齢者医療保険制度 の支援金に充てるもの	介護納付金分 介護保険第 2 号被保険者 (40 歳以上 65 歳未満)のみ
① 所得割額 (世帯の加入者の所得に応じて計算)	改正前	8.1%	1.8%	1.0%
	改正後	7.5%	2.0%	1.0%
② 資産割額 (世帯の加入者の資産に応じて計算)	改正前	30.0%	なし	なし
	改正後	廃止		
③ 被保険者均等割額 (世帯の加入者数に応じて計算)	改正前	17,000 円	9,900 円	8,400 円
	改正後	21,000 円	10,000 円	9,000 円
④ 世帯別平等割額 (1 世帯にいくらかと計算)	改正前	15,000 円	なし	なし
	改正後	廃止		
課 税 限 度 額	改正前	500,000 円	120,000 円	100,000 円
	改正後	520,000 円	170,000 円	160,000 円

夫 42 歳(所得 3,000,000 円)、妻 38 歳、子 2 人(12 歳、8 歳)の 4 人世帯、 固定資産税 50,000 円の場合におけるモデルケース比較

改正前のモデルケース

区分	算出方法	税額
①所得割額 ※	2,670,000 円 × 8.1%	216,270 円
②資産割額	50,000 円 × 30.0%	15,000 円
③被保険者均等割額	17,000 円 × 4 人	68,000 円
④世帯別平等割額	15,000 円 × 1 世帯	15,000 円
医療給付費分の合計		314,200 円
後期高齢者支援金分の合計		87,600 円
介護納付金分の合計		35,100 円
国民健康保険税額		436,900 円

改正後のモデルケース

区分	算出方法	税額
①所得割額 ※	2,670,000 円 × 7.5%	200,250 円
②資産割額	廃止	0 円
③被保険者均等割額	21,000 円 × 4 人	84,000 円
④世帯別平等割額	廃止	0 円
医療給付費分の合計		284,200 円
後期高齢者支援金分の合計		93,400 円
介護納付金分の合計		35,700 円
国民健康保険税額		413,300 円

※所得割額の算出には、所得額 3,000,000 円から基礎控除額 330,000 円を除いた 2,670,000 円で計算します。

このモデルケースでは、今回の改定に伴い、税額が 23,600 円減額になりますが、各世帯の国民健康保険加入者数や所得状況によって改定に伴う影響額が異なりますので、すべての世帯が減額となるものではありません。